

◎新潟県告示第752号

河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の規定による河川区域の指定（昭和45年新潟県告示第367号）を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年6月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 水 系 名 一級河川信濃川水系
- 2 河 川 名 五十嵐川
- 3 指定区間
 - 1 次池 上流端 三条市月岡字水戸4737（左岸）
下流端 三条市月岡字川前4444番1（左岸）
 - 2 次池 上流端 三条市月岡字水戸3729番1（左岸）
下流端 三条市諏訪三丁目212番2（左岸）
- 4 指定区域
関係図面のとおりに（五十嵐川河川区域指定図第2号図を変更）
- 5 変更年月日 平成29年6月13日